

令和6年度 南関町児童クラブ利用案内

南関町では、放課後児童健全育成事業を民間に委託して行っており、保護者が労働等により昼間家庭にいない等といった児童のために、遊びを主とした児童クラブの運営を行っています。

この利用案内には、児童クラブの入所申込手續、利用方法、利用者負担金等について記載しています。

入所申込の前や夏休み期間の前によくお読みください。

児童クラブについての
南関町ホームページはこちら→
利用案内、入所事務取扱要
領などを掲載しています。



<http://www.town.nankan.lg.jp/page2666.html>
※インターネット接続にかかる通信費は、利用者の負担となります。

1. 入所申込

●【令和6年4月1日からの入所希望】

受付期間	開始	令和5年11月13日(月)	終了	令和5年11月24日(金)
受付場所、時間		小学校別に、次に記載の提出先へ 平日午後6時30分まで 提出してください。小学校への提出はご遠慮ください。 ※放課後以外は、職員不在です。提出の際は、確認をお願いします。		
対象児童		提出先		
南関一小児童クラブ		南関第一学校内	南関町関町188	
南関二小児童クラブ		南関第二学校内	南関町高久野754	
南関三小児童クラブ		南関第三学校内	南関町大字相谷1800	
南関四小児童クラブ		南集会所内	南関町大字上坂下77	
通学する小学校によって、入所する児童クラブを指定しています。希望によって、入所する児童クラブを選択することはできません。				
入所の可否決定通知		令和6年1月中旬頃までに		

※ 3月11日(月)より後になされた入所申込については、5月1日に入所となる場合があります。

●【令和6年5月以降の入所希望(令和6年4月1日以降随時受付)】

途中入所の申込書についても、各児童クラブに提出してください。

●【夏休み期間のみの入所希望】

夏休み期間のみの入所については、6月中に別途ご案内します。

2. 入所資格要件

児童クラブへの入所資格要件は、原則として本町に所在する小学校(以下「小学校」といいます。)に在学している児童であって、以下の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしているものとします。

- (1) 児童の保護者(父母以外である場合、18歳以上65歳未満の者に限ります。)が労働等により昼間(放課後及び授業の休業日に保育が必要な時間をいいます。)家庭にいないこと。
なお、障がい(※)を有する児童等(※)にあつては、運営事業者と保護者で事前に十分な面談を行い、通所、集団生活及び行動への対応並びに必要なとする支援内容等を確認し、運営事業者が支援可能と判断していること。
※ 身体障害者手帳若しくは療育手帳又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けている児童、特別支援学級に在籍(予定を含む)している児童又は医師により心身障がいの診断をされた児童
- (2) 次に掲げる事由により児童が保護者による適切な監護を受けることができない場合で、特に必要があると町長が認めるとき
 - ・ 家庭内就労 ・ 病気、けが又は心身の障害がある ・ 家庭内で看護又は介護
 - ・ 出産前後 ・ その他これらに類する状態であると町長が認める事由

3. 提出書類

適確な入所審査及び入所判定を実施するために、次の書類(以下「申込書等」といいます。)を全てそろえて提出してください。これらの書類の様式は、町HPに掲載し、各児童クラブ、役場福祉課に備付けています。

- ① 加入申込書
- ② 入所に関する確認書兼同意書【提出用】
- ③ 入所審査及び入所判定に必要な添付書類として、下の各表で保護者が該当するもの
 - ・ 保護者全員について、添付書類が必要です。
 - ・ 勤務先等が証明(作成)する書類もあります。受付期間に間に合うように準備してください。
 - ・ 入所申込児童の弟又は妹について、令和6年度保育所等入所申込をし、その際に提出をし、かつ、その内容に変更がない場合は、添付書類の提出の必要はありません。

●【保護者の状況を示す書類】

保護者の状況	必要添付書類
就労 自営業(個人事業主) ※内定・予定を含む	・ 就労証明書 ※所定の用紙に雇用主(事業主)が証明したもの ・ 更に自営業(個人事業主)及びその専従者は、事業主の確定申告書(第1表・第2表)の控えのコピー(提出できない場合は、営業許可証又は個人事業の開業届届出書の控えのいずれか一方のコピー及び事業の直近の収入状況を確認できる書類(取引明細書や通帳のコピー等))
就学	・ 在学証明書(学生証)又は学生証等のいずれか一方のコピー及び時間割表等のコピー ※入所月より前に卒業又は退学する場合、入所後4か月目の7日までに就労を開始する必要があり、入所後3か月以内にその就労証明書の提出が必要です。
疾病等	・ 医師による診断書のコピー ※要件の判断ができる内容の記載があるもの ・ 障害者手帳のコピー ※障害者手帳のコピーを提出する場合は、医師による診断書の提出は不要 ・ 母子手帳(表紙及び出産予定日が記入されたページ)のコピー
親族の看護・介護	・ 看護又は介護を受けている人の医師による診断書のコピー ・ 介護を必要とすることを証明できるもの ※介護保険認定書等、看護期間の記載があり、病状等がわかること
災害	り災証明書のコピー等、災害の度合いが確認できるもの

※ ここに定めるほか、必要により要件等を証する書類等の提出を求める場合があります。

4. 児童クラブの概要

(1) 支援及び活動内容

児童クラブでは、児童の成長を促すこととして、次の支援及び活動を行っています。

- ① 児童の健康管理、衛生管理、安全確保、情緒の安定
- ② 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ③ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
- ④ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ⑤ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ⑥ その他児童の健全育成に必要な活動

(2) 開設する児童クラブ

名称	実施場所(予定)	対象児童	定員
南関一小児童クラブ	南関第一小学校内	南関第一小学校に在学する児童	40人
南関二小児童クラブ	南関第二小学校内	南関第二小学校に在学する児童	36人
南関三小児童クラブ	南関第三小学校内	南関第三小学校に在学する児童	36人
南関四小児童クラブ	南集会所内 (南関町大字上坂下77番地) (旧第四保育園)	南関第四小学校に在学する児童	40人

(3) 開所日と開所時間

通所(下校時以外)及び帰宅の際、保護者又は成人の代理人による送迎又は付添いをお願いしています。

開所日	開所時間(予定)
学校の休業日以外(平日)	下校時から午後7時まで
土曜日及び学校行事等振替休日	午前7時30分から午後7時まで ※ 南関第一小学校周辺の道路では、午前7時30分から午前8時30分までの間、車の通行が禁止されています。この時間内に車で送迎をする場合は、玉名警察署交通課で通行許可を受ける必要があります。通行許可申請書関係書類は、町HPに掲載し、役場福祉課及び南関一小児童クラブに備付けています。
長期休業日(春・夏・冬休み)	

※ 午後7時を過ぎて利用した場合、別途延長利用料の支払いが必要です。

(4) 休所日

- ① 日曜日及び国民の祝日並びに8月13日～15日、12月29日～1月3日
- ② その他町長が必要と認める日

(5) 各種届

様式は、児童クラブに用意しています。

名称	内容	提出期限	備考
退所届	児童クラブを退所する	退所希望月の末日の1週間前の日(*)	提出が遅れると、退所希望月より後の利用者負担金の支払いが必要となります。
休所届	月の初日から末日まで、児童クラブを休所する	休所希望月の初日の1週間前の日(*)	休所できる期間は、原則として、1度につき1か月以内とし、連続した月でなければ2度以上休所することができることとします。
申込内容変更届	入所申込の内容に変更があった	変更があった後速やかに	変更内容がわかる書類も提出してください。 内容によっては、退所となります。

* その日が閉庁日である場合、その前の閉庁日でない日

5. 各種料金

(1) 利用者負担金(利用料)

利用時期	児童 1 人あたりの金額
8月以外の毎月	5,000円(月額)
8月	11,000円 (夏休み期間に利用しない場合は、0円)

※ 日割りでの計算及び返還は、行いません。

※ 次に示す入会手数料及びおやつ代並びに運営事業者が徴収するその他の経費を除きます。

なお、次の利用料減免事業を行っています。減免手続については、児童クラブが行います。

- ・複数児童利用世帯等利用料減免

(2) 入会手数料及びおやつ代

費用		児童 1 人あたりの金額
入会手数料(事務手数料及び保険料(年度内有効)含む)		1,000円
おやつ代	8月以外の毎月	1,000円(月額)
	8月	1,000円 (夏休み期間に利用しない場合は、0円)

※ 日割りでの計算及び返還は、行いません。

(3) 延長利用料

午後7時を過ぎて利用した場合、延長利用料の支払いが必要です。

延長利用料 (児童 1 人あたりの金額)	300円/15分
-------------------------	----------

6. 問い合わせ先

南関町役場

担当部署及び所在地	連絡先
福祉課 子育て支援係 〒861-0898 南関町大字関町64番地 南関町役場 1 階	0968-57-8503